

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日
京都市条例第84号）（教育委員会事務局総務部教職員課）

本市の他の常勤職員の例に準じ、管理用務員の給料月額を引き下げることとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第84号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

管理用務員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	131,900	177,800	223,000	260,500
2	137,200	184,400	229,600	268,500
3	142,900	190,900	236,700	276,500
4	149,100	197,600	244,200	284,500
5	155,300	204,200	252,000	292,600
6	161,500	210,700	259,900	300,900
7	167,900	217,300	268,000	309,300
8	174,300	223,900	276,000	317,700
9	180,700	230,400	284,200	326,400
10	187,200	237,000	292,300	335,600
11	193,700	243,600	300,600	344,700
12	200,100	250,400	309,000	353,900
13	206,300	257,200	317,500	363,200
14	212,500	264,200	326,300	372,400
15	218,000	271,200	334,900	381,500
16	222,800	277,900	343,500	389,700
17	227,000	284,200	352,000	396,800
18	231,100	290,000	359,800	401,900
19	234,800	294,500	366,100	406,700
20	238,000	298,200	371,500	411,100
21	240,500	301,400	375,700	414,400
22	242,600	304,500	379,400	417,900

23	244,700	307,300	382,900	421,400
24	246,800	310,000	386,400	
25	248,900	312,600	389,800	
26	251,000	315,100	393,000	
27		317,400	396,200	
28		319,700	399,400	
29		322,000	402,000	
30		324,300		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた管理用務員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(その他の経過措置)

- 3 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員課)